



自動車税種別割、軽自動車税種別割の変更手続きを忘れずに

◇自動車税種別割

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◇引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和5年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

◇変更登録が間に合わないときは・・・

道税ホームページから納税通知書の住所変更手続きをしてください。



▲詳しくはこちら

問合せ 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190

●軽自動車税種別割【軽自動車、二輪車等】

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の名義変更や廃車をした場合は、4月1日までに変更にかかる手続きを済ませてください。4月2日以降に手続きをしても、旧所有者に年税額の全額が課税されますのでご注意ください。

●次の場合は手続きが必要となります。

- ・軽自動車等を廃車した場合
- ・車両置き場の市区町村が変わった場合
- ・所有者が変わった場合
- ・盗難にあった場合

●軽自動車等の種別によって手続きの場所・問合せ先が次のとおりとなります。

| 種別 | 手続きの場所・問合せ先 |
|----------------------------------|--|
| 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車、ミニカー | 余市町役場税務課課税グループ ☎0135-21-2115 |
| 125ccを超える二輪車 | 札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001 |
| 軽自動車（660cc以下） | 全国軽自動車協会連合会札幌地区事務所 札幌市北区新川5条20-1-20 ☎011-768-3955 |

問合せ 税務課課税グループ ☎21-2115



令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

2 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

3 インボイス制度特設サイト

説明会開催情報（税務署や局主催のほか、オンラインでも実施）や申請手続、Q & Aなどを掲載しています。「制度の概要」ページには免税事業者の方向けリーフレットを掲載するなど、免税事業者の方もご利用いただけます。



インボイス制度特設サイト

問合せ 余市税務署 ☎22-2093